

# 全国



## 第 2261 号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

# 市議会旬報

令和6年 4月15日  
(2024年)

毎月3回5の日に発行  
発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03 (3262) 5234  
旬報 TEL 03 (3262) 5237  
発行人 橋本 嘉一  
https://www.si-gichokai.jp



議長会HP

### 国会調べ

## 厚生年金への地方議会議員の加入実現 意見書 422市区 過半数超える

国会（会長 川坊恭寿 神戸市会議長）はこのほど、令和6年3月29日現在の「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況」をまとめた。それによると3月末現在、全国815市区議会のうち422市区議会（51.8%）で可決されており、過半数を超えた。

本会ではこれまで、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、国に対して立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境改善に向けた法整備を求めてきた。このうち厚生年金への地方議会議員の加入について本会では、平成25年11月から要望項目として掲げて活動を展開している。一方、各市区議会でも厚生年金への加入を求める意見書の提出が行われているが、昨年の10月末現在で382市区（46.9%）に止まっていた。本年2月の理事会・評議員会合同会議や会長通知により、意見書を提出していない議会に対して厚生年金への加入を求める意見書の協議、採決を呼びかけていた。その結果、新たに40市で意見書が可決され、計422市区（51.8%）に達し、過半数を超えた。



本会ではこれまで、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、国に対して立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境改善に向けた法整備を求めてきた。このうち厚生年金への地方議会議員の加入について本会では、平成25年11月から要望項目として掲げて活動を展開している。一方、各市区議会でも厚生年金への加入を求める意見書の提出が行われているが、昨年の10月末現在で382市区（46.9%）に止まっていた。本年2月の理事会・評議員会合同会議や会長通知により、意見書を提出していない議会に対して厚生年金への加入を求める意見書の協議、採決を呼びかけていた。その結果、新たに40市で意見書が可決され、計422市区（51.8%）に達し、過半数を超えた。

### 役割と責任

このような中、昨年に執行された統一地方選挙結果をみると、市及び区議会議員選挙の投票率はいわずとも50%を割り、選挙への関心の薄さが顕著に表れ、

### 議会の重要性

地方分権が進展し、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待される。その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

### 議員のなり手不足

指定都市で5人（2市2選挙区）、一般市では237人（14市）が無投票で当選を決めるなど、小規模市議会を中心に議員のなり手不足が深刻化している。

短時間労働者に対する被用者保険適用拡大の概要 (週20時間以上)

平成28年10月～	従業員500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
平成29年4月～	従業員500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）
令和2年	従業員50人超の企業等まで適用範囲を拡大。※100人超（令和4年10月）→50人超（令和6年10月）

人材の市議会への参画促進の一助として、地方の将来を担う次世代の地方議員のためと強調。会社員等から議員に転身しても切れ目なく厚生年金が適用され、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けられる環境を整えることが重要であると訴え、各議会での意見書の協議、採決について協力を呼びかけていた。

進の一助として、地方の将来を担う次世代の地方議員のためと強調。会社員等から議員に転身しても切れ目なく厚生年金が適用され、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けられる環境を整えることが重要であると訴え、各議会での意見書の協議、採決について協力を呼びかけていた。

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選人

	平成19年	平成23年	平成27年	平成31年	令和5年
指定市	13/928 (1.4%)	0 (0%)	17/1022 (1.7%)	34/1012 (3.4%)	5/1005 (0.5%)
一般市	155/7999 (1.9%)	116/7104 (1.6%)	246/6865 (3.6%)	182/6726 (2.7%)	237/6635 (3.6%)
特別区	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
道府県	416/2544 (16.4%)	410/2330 (17.6%)	501/2284 (21.9%)	612/2277 (26.9%)	565/2260 (25.0%)
町村	743/5627 (13.2%)	893/4923 (18.1%)	930/4269 (21.8%)	988/4233 (23.3%)	1250/4101 (30.5%)

総務省「地方選挙結果調」に基づき作成。令和5年は総務省「統一地方選挙結果の概要(速報)」に基づく

孤独・孤立対策推進法

4月1日施行

社会のあらゆる分野で対策を

孤独・孤立の問題は、社会全体の課題であるとの認識の下、社会のあらゆる分野で対策の推進を図っていくことが重要との考えを基本理念とする「孤独・孤立対策推進法」が4月1日に施行された。施行に向けて、内閣官房(当時)は3月8日、令和5年度第2回シンポジウムを開催した。今年度の本会の都市問題に関する特別委員会では「社会的な孤独・孤立に関する諸問題」を取り上げることから、シンポジウムの概要を2回にわたってお伝えする。

我が国では、非正規雇用労働者の増加等による雇用環境や情報通信社会の急速な進展によるライフスタイルの急速な変化、核家族化や未婚化・晩婚化による单身世帯や単身

高齢者の増加等の社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化の一途を辿ってきた。さらにはコロナ禍により内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化し、大きな社会問題になっている。このような状況を踏まえ、政府では令和3年2月、孤独・孤立対策担当大臣を任命し、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置。6月には「骨太の方針2021」で「孤独・孤立対策」が明記されたほか、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」の実施や「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、政

◆社会環境の変化による人と人との「つながり」が希薄化 ◆コロナ禍による孤独・孤立の問題の顕在化・深刻化

背景・経緯 (国の動向)

- 令和3年 2.19 孤独・孤立対策担当大臣を任命
  - 内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置
  - 6.18 「骨太の方針2021」に「孤独・孤立対策」を明記
  - 12. 1 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査
  - 12.28 「孤独・孤立対策の重点計画」を策定
- 令和4年 2.25 官民連携プラットフォーム設立
  - 12. 1 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査
  - 12.26 孤独・孤立対策の重点計画を改定
- 令和5年 5.31 「孤独・孤立対策推進法」成立
  - 12. 1 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査
- 令和6年 2. 2 孤独・孤立対策推進法の施行について(通知)
  - 孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの策定について(通知)
  - 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画主体に係る検討について(周知)
- 4. 1 「孤独・孤立対策推進法」施行
  - 孤独・孤立対策の事務を内閣官房から内閣府に移管

孤独・孤立対策の重点計画 (令和4年12月26日改定)

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する



孤独・孤立対策担当 内閣官房参事官 青野恵里子

孤独・孤立対策推進法をめぐって説明した。

シンポジウム 第1部

幅広い参画で連携を

地方版プラットフォーム×地域協議会

府一丸となって取り組んできた。各自自治体でも国の取組を踏まえ、地域住民、NPO等の各種団体、社会福

祉協議会、民間企業等と連携して、地域の実情に応じた取組を進めている。令和5年5月には孤独・孤立対策を総合的に

推進することを目的とする「孤独・孤立対策推進法」が成立。本年4月から施行され施策の一層の強化が期待されている。

シンポジウムでは、孤独・孤立対策推進法の施行に向け、孤独・孤立対策の趣旨や制度の解説とパネルディスカッションを二部構成で実施。第一部では内閣官房孤独・孤立対策室の青野恵里子参事官補佐が2月2日発

出の孤独・孤立対策推進法の施行通知やガイドラインを元に、法の趣旨や地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、孤独・孤立対策地域協議会などについて説明した。孤独・孤立対策推進法は、国及び地方における安定的・継続的な推進体制を整備することが必要であることから、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的としており、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得る問題に至らないようにする「予

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

で、地域の関係者の水平的連携のもと、住民や関係団体への普及啓発や地域

における各種の「居場所」づくりを実施するほか、関係者間のネットワークづくりなどを行うもの。これまで、国のモデル事業として令和4～5年度において40の団体でモデル開発を行い、6年度以降は孤独・孤立対策推進法に基づき、全ての地方公共団体で設置に向けた検討を求めている。

構成機関は自治体の福祉部局や福祉の支援者団体だけでなく、民間企業なども含めた広い主体を想定しており、町内会や商店、趣味のサークルなど人

### 孤独・孤立対策地域協議会

孤独・孤立対策地域協議会は、地域における個々の孤独・孤立当事者等への具体的な支援内容について、官民の当事者支援に関わる構成機関等との間で協議する場。設置根拠は「地方公共団体は、孤独・孤立対策推進法に規定され、「地方公共団体は（中略）孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるもの」とされている。

協議会の意義は、支援が必要と思われる相談者の早期発見、支援を行うことによる当事者等の課題解決の促進、複数の構成機関が連携、役割分担し合うことによる適切な支援などがある。

設置主体は、個別支援を念頭に置いていること

から、基礎自治体である市区町村が望ましい。構成機関は、自治体の担当部局や支援団体にとどまらず、民生委員など地域に根差した活動を行う個人や公的サービスを行う事業者など、当事者に関わる様々な主体が候補になる。その選定の際にはまず地方版プラットフォームづくりに着手し、孤独・孤立対策関係者の幅広さを認識し、居場所等を把握してか

また、設置の際には新たな協議体を立ち上げるほか、既存の協議体に機能を追加して立ち上げる方法や既存の協議体を分科会としてプラットフォーム

また、設置の際には既存の協議体も活用可能。協議会の構成機関等の役割としては、▽当事者の居場所や活

#### 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

#### ①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体的支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。

地方公共団体 (行政機関の各部署)	当事者等支援 を行う民間団体	地域住民、 地域団体	民間企業	その他 関係団体
首長 ・企画部門 ・総務部門 ・経済振興関係 ・子ども関係 ・教育関係 ・福祉全般関係 ・環境関係 ・まちづくり関係 ・土木関係 ・防災関係 等	・保健・医療・福祉等の専門機関 ・社会福祉法人 ・社会福祉協議会/NPO 等	・町内会 ・民生委員・児童委員 ・保護司 ・ボランティア 等	・地域の企業 ・商店街 ・商工会 等	・様々な分野の市民活動団体(スポーツ、文化芸術、環境、農協、漁協、生協等) ・ブ、文化芸術、環境、農協、漁協、生協等

#### ②孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。  
※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

※地域の実情に応じて組み立て

※資料：内閣官房資料をもとに本会作成

向上等につながり得るメリットがあると強調した。各地方公共団体におけるプラットフォームの構築等に対する支援策として、令和5年度補正予算

構成機関の間での情報共有の流れについては、原則本人または家族の同意を原則としている。なお、個人情報取り扱いには、本人の同意が必要であるものの、本人に判断能力がない場合

### 自治体病院協議会

#### 総会決議案・予算案等を協議

全国自治体病院経営都市議会協議会（会長 山田典幸 名寄市議会議長）は4月11日、都内で正副会長・監事 相談役会議を開催した。

協議では、総会決議



山田病院協会 会長  
(名寄市)

会議終了後、続いて役員選考委員会を開催し、第52回定期総会での役員改選に向け、次期役員候補の選考を行った。

(案)について了承し、5月14日開催の第80回理事

議会人事

▽龍ヶ崎 中嶋正幸 (4.1)	▽笛吹 井上博之 (4.1)	▽南アルプス 齊藤篤司 (4.1)	▽甲府 高野誠 (4.1)	▽渋谷 早川淳 (4.1)	▽江東 岩瀬亮太 (4.1)	▽八王子 中村志保 (4.1)	▽佐久 丸山善範 (4.1)	▽須坂 北堀智 (4.1)	▽飯田 筒井雄二 (4.1)	▽岡谷 伊藤恵 (4.1)	▽富山 中村敏之 (4.1)	▽妙高 横田晃悦 (4.1)	▽白河 関稔 (4.1)	▽南陽 尾形久代 (4.1)	▽長井 鈴木敏久 (4.1)	▽潟上 安田秀樹 (4.1)	▽能代 幸坂晴二 (4.1)	▽富谷 高橋直美 (4.1)	▼事務局長 高橋直美 (4.1)	▽東海 今瀬和弘 (4.11)	▽逗子 八木野太郎 (4.11)	▽南陽 島津善衛門 (4.4)	▽洲本 福島昌幸 (3.26)	▽甲州 小林真理子 (3.22)	▼副議長 北川明夫 (4.11)	▽東海 北川明夫 (4.11)	▽逗子 句坂祐二 (4.11)	▽南陽 遠藤榮吉 (4.4)	▽洲本 福本巧 (3.26)	▽熊本 寺本義勝 (3.22)	▽甲州 平塚悟 (3.22)	▼議長 平塚悟 (3.22)
▽鶴ヶ島 田村潤一郎 (4.1)	▽常総 安田洋行 (4.1)	▽白岡 長倉健太郎 (4.1)	▽勝浦 平松等 (4.1)	▽市原 藤田亮 (4.1)	▽流山 若林克彦 (4.1)	▽浦安 田中賢司 (4.1)	▽富里 飯田之義 (4.1)	▽袋井 金原佳紀 (4.1)	▽湖西 内山浩二 (4.1)	▽犬山 長谷川敦 (4.1)	▽知多 石川義章 (4.1)	▽津 上野毛いずみ (4.1)	▽岐阜 窪田研 (4.1)	▽瑞浪 大山雅喜 (4.1)	▽瑞穂 井上克彦 (4.1)	▽堺 矢幡いつみ (4.1)	▽泉南 古木孝彦 (4.1)	▽交野 中村健一 (4.1)	▽京都 大八木雅史 (4.1)	▽五條 久保雅彦 (4.1)	▽安芸高田 高藤誠 (4.1)	▽長門 大庭渉 (4.1)	▽阿南 佐坂泰資 (4.1)	▽松山 白方仁 (4.1)	▽鹿島 山口徹也 (4.1)	▽島原 上田裕子 (4.1)	▽香岐 村田靖 (4.1)	▽八代 小野高信 (4.1)	▽天草 松下偉敏 (4.1)	▽上天草 荒木勝樹 (4.1)	▽都城 本村英宏 (4.1)	▽えびの 塚田和孝 (4.1)



田辺市役所新庁舎  
(写真提供=田辺市)



議場  
(写真提供=田辺市)

※住所変更は5月7日から  
議場の内壁に紀州材を  
使用し熊野古道の山並み  
が表現されているほか、  
傍聴席には車いす用ス  
ペースが設けられている。

▽田辺市(和歌山県)  
〒646-8545  
田辺市東山1-5-1  
電話番号・ファクス番号  
は変更なし

新庁舎落成

令和6年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」の開催



～苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員・議員のための短期集中セミナー～

全国的に共通性のある政策法務に焦点を当て、そのポイントを解説する「法務特別セミナー」を全国7か所で、また、各地域の課題解決に役立つ政策法務に焦点を当て、個別の条例や判例を分かりやすく解説する「法務実務研究セミナー」を全国4か所で開催します。

自治体法務に精通した講師による、市区町村の職員、議員の皆様の法務能力の向上に役立つ実践的な講義内容となっていますので、是非ご参加ください。

日程及び会場

<法務特別セミナー>

令和6年

- ◆7月2日(火)～7月3日(水)  
東京都千代田区：砂防会館別館
- ◆7月24日(水)～7月25日(木)  
京都市：京都ガーデンパレス
- ◆8月7日(水)～8月8日(木)  
松山市：愛媛県中予地方局庁舎
- ◆8月28日(水)～8月29日(木)  
芦屋市：芦屋市本庁舎東館
- ◆10月23日(水)～10月24日(木)  
鹿児島市：マリパレスかごしま
- ◆11月6日(水)～11月7日(木)  
さいたま市：全電通埼玉会館
- ◆12月4日(水)～12月5日(木)  
徳島市：徳島県自治研修センター

※東京、鹿児島及びさいたま開催は、オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり。

<法務実務研究セミナー>

令和6年

- ◆7月17日(水)～7月18日(木)  
盛岡市：岩手教育会館

- ◆10月9日(水)～10月10日(木)  
札幌市：TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前
- ◆11月20日(水)～11月21日(木)  
松江市：島根県自治研修所

令和7年

- ◆1月21日(火)～1月22日(水)  
さいたま市：全電通埼玉会館
- ※さいたま開催は、オンライン配信(ライブ配信及び見逃し配信)あり。

受講料(教材費・税込)

賛助会員 2,000円 非賛助会員 4,000円

お申込専用フォーム

[https://krs.bz/rilg/m/rilg\\_seminar](https://krs.bz/rilg/m/rilg_seminar)

問合せ先

一般財団法人 地方自治研究機構 研修部  
電話 03-5148-0662  
E-mail koshu@rilg.or.jp

その他

詳細は、地方自治研究機構のホームページを御参照ください。

<http://www.rilg.or.jp/htdocs/index.html>